

“清流”荒川を守りましょう！

「荒川ゴミマップ」は、令和2年度に発見されたゴミの不法投棄をグラフで示したものです。

荒川ゴミマップ



ゴミは持ち帰りましょう

河川敷には豊かな自然があり、散歩やジョギング、スポーツ、魚釣り、バーベキューなどのレクリエーションなど多くの人々から利用され、人々の憩いの場となっています。
しかし、川辺で食べた弁当・空き缶・空きビンなどのポイ捨てが目立ちます。
ゴミの不法投棄は、水質や景観など河川環境を悪化させるだけではなく、魚や鳥などの生態系にも悪影響を与えます。ゴミは持ち帰りみんなできれいな荒川を守りましょう。



荒川1000人クリーン大作戦

毎年、荒川沿い村上市、関川村の 皆様で荒川をきれいにする目的でゴミ拾いを実施しています。(昨年は新型コロナウイルス感染症対策で中止となりました。)今回は、16回目となりました。
令和3年4月4日(土)関川村、令和3年4月29日(木)村上市で行われ、418人の方が参加しました。多くのゴミが集まり処分したゴミの量は、可燃ゴミ、不燃ゴミが4トン車2台分ありました。



関川村 ゴミ拾いの様子



関川村 ゴミ拾いの様子

関川村での結果



燃えるごみ・燃えないごみ
4 t車1台分

村上市での結果



燃えるごみ・燃えないごみ
4 t車1台分

地域一帯で目配りしましょう。

不法投棄を見かけた場合には、下記までご連絡下さい。

【連絡先】

国土交通省 羽越河川国道事務所 <https://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/index.htm>

河川へのゴミの投棄は犯罪です。

この図は荒川の国が管理する区間だけのゴミ投棄状況です。皆さんの自宅周辺の河川や空き地でも、このような状況があるかもしれません。
ゴミをみだりに投棄したり、法令で定める方法によらず焼却した場合は「5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(法人は3億円以下)」に処せられます(廃棄物の処理および清掃に関する法律)。

